

## 「JA教育ローン」商品概要説明書

(令和7年4月1日現在)

商品名	J A教育ローン
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当JAの地区内に居住またはお勤めの方で、当JAの組合員の方。 ※現在組合員でない方でも、当JA所定の出資金をお預けいただけますと、組合員となることができます。</li> <li>●お借入時の年齢が満18歳以上であり、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。</li> <li>●前年度税込年収が150万円以上ある方（自営業者の方は収入から必要経費を差し引いた「前年度税引前所得」とします）。</li> <li>●勤続（または営業）年数が1年以上の方。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与所得者および年金受給者の方はこの限りではありません。</li> </ul> </li> <li>●教育施設（修業年限が6ヶ月以上（外国の教育施設は3ヶ月以上）の次の教育施設とします。）に就学予定または就学中のご子弟のいる方。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 大学、大学院（法科大学院など専門職大学院を含む）、短期大学</li> <li>b 専修学校、各種学校（予備校、デザイン学校など）</li> <li>c 高等学校、高等専門学校、中学校、小学校</li> <li>d 特別支援学校の高等部、中等部、初等部</li> <li>e その他職業能力開発校などの教育施設</li> </ul> </li> <li>●生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人または同居ご家族の持ち家であること）。</li> <li>●当JAが指定する保証機関（愛媛県農業信用基金協会）の保証が受けられる方。</li> <li>●その他当JAが定める条件を満たしている方。</li> </ul>
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>●就学されるご子弟の教育に関する全てのご資金（借入申込日から2ヶ月以内にお支払い済の資金を含む。）とし、資金使途の確認可能なものとします。ただし、事業資金は除きます。</li> <li>①受験のための費用（交通費、宿泊費、出願料、受験料）</li> <li>②学校納付金（入学金、施設・設備費、寄付金、学校債、授業料、実習・実験費）</li> <li>③教科書代等の学校教材費</li> <li>④留学旅費</li> <li>⑤引越し・電化製品購入費用（原則として入学時に限定）</li> <li>⑥敷金・礼金（原則として入学時に限定）および家賃</li> <li>⑦通学費</li> <li>⑧下宿就学子弟の生活仕送り金（月額5万円が上限）</li> <li>⑨卒業論文作成の研究・調査費</li> <li>⑩他金融機関からお借入中の教育ローン借換</li> </ul>
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>●10万円以上1,000万円以内（1万円単位）。</li> <li>・ただし、所要金額の範囲内とします。</li> </ul>
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>●据置期間を含め6ヶ月以上15年以内（1ヶ月単位）とします。</li> <li>・ただし、据置期間は、初回ご融資日からご融資対象ご子弟の卒業予定年月の末日の6ヶ月後までの範囲内とします。</li> </ul>
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次のいずれかよりご選択いただけます。</li> <li>【固定金利型】 当初のお借入利率を、完済時まで適用いたします。</li> <li>【変動金利型】 お借入後の利率は、基準日（4月1日、10月1日）の基準金利（当JAで定めるパーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</li> <li>●利率は店頭に掲示します。詳しくは、当JAのローン相談窓口へお問い合わせください。</li> </ul>

返済方法	●元利均等返済（毎月の返済額（元金十利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え 6 ヶ月ごとの特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。																		
担保	●不要です。																		
保証人	●当JAが指定する保証機関（愛媛県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。																		
保証料	<p>●一括前払い・分割後払いのいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>①一括前払い ご融資時に一括して保証料（年0.4%）をお支払いいただきます。 【お借入額100万円あたりの一括支払保証料例（概算金額）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>お借入期間</th> <th>3年</th> <th>5年</th> <th>10年</th> <th>15年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>7,000</td> <td>11,000</td> <td>21,000</td> <td>32,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>②分割後払い 約定返済日の元利金返済にあわせて、保証料（保証料率：年0.4%）をお支払いいただきます。</p>	お借入期間	3年	5年	10年	15年	保証料（円）	7,000	11,000	21,000	32,000								
お借入期間	3年	5年	10年	15年															
保証料（円）	7,000	11,000	21,000	32,000															
団体信用生命共済（保険）	<p>●ご希望により、当JA所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下記記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済（保険）名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>年0.22%</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.47%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.32%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（連生）</td> <td>年0.37%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td> <td>年0.47%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命保険</td> <td>年0.27%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命保険（連生）</td> <td>年0.42%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命保険（ワイド）</td> <td>年0.47%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済（保険）名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年0.22%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.47%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.32%	団体信用生命共済（連生）	年0.37%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年0.47%	がん保障特約付団体信用生命保険	年0.27%	がん保障特約付団体信用生命保険（連生）	年0.42%	団体信用生命保険（ワイド）	年0.47%
団体信用生命共済（保険）名	加算利率																		
団体信用生命共済（特約なし）	年0.22%																		
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.47%																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.32%																		
団体信用生命共済（連生）	年0.37%																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年0.47%																		
がん保障特約付団体信用生命保険	年0.27%																		
がん保障特約付団体信用生命保険（連生）	年0.42%																		
団体信用生命保険（ワイド）	年0.47%																		
9大疾病補償保険	<p>●ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては、お借入利率に以下の利率が加算されます。</p> <p>加算利率：年0.54%</p>																		
手数料	●不要です。																		
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融共済部（電話：0898-68-7800）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当</p>																		

	JA●●部またはJAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>●書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。</li> <li>●現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAのローン相談窓口までお問い合わせください。</li> <li>●連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。</li> </ul>

